

居宅療養管理指導及び在宅患者訪問薬剤管理指導に係わる重要事項等説明書

1 事業者概要

事業者の名称	たかの薬局	所在地	埼玉県三郷市鷹野4-491-2
代表者	管理薬剤師 谷津 孝明		
電話番号	048-956-5781	FAX番号	048-956-5783

2 事業の目的と運営方針

- 事業の目的 要介護状態または要支援状態にあり、主治医等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた患者様に対し、たかの薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導及び在宅患者訪問薬剤管理指導を提供することを目的とします。
- 運営の方針 ①患者様の意思及び人格を尊重し、常に患者様の立場に立ったサービスの提供に努めます。
②上記①の観点から、市区町村・居宅介護支援所業者・他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
③患者様の療養に資する等の観点から、当該患者様に係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た患者様またはその御家族の情報を漏らすことはいたしません。

3 提供する業務内容

当事業所が提供する業務内容は以下の通りです。

【居宅療養管理指導及び在宅患者訪問薬剤管理指導】

- ①当事業所の薬剤師が、医師の交付する処方せんに基づいて薬剤を調整するとともに、患者様の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用に関するご説明を行うこと等により、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ②居宅療養管理指導及び在宅患者訪問薬剤管理指導は、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。
薬について分からないことや心配なことがございましたら、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談して下さい。

4 職員等の体制

薬剤師 8名

5 営業日時

月～金…9：00～18：00 土…9：00～14：00 休日…日・祝祭日・年末年始（12月30日～1月3日）

6 緊急時の対応

必要に応じ患者様の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

7 在宅協力薬局

当薬局が災害などで訪問出来ない状況になった場合、協力関係にある以下の薬局が訪問させて頂く場合があります。

・かまくら薬局：埼玉県三郷市鷹野4-514-2 ・かりん薬局：埼玉県三郷市鷹野4-501-2

8 苦情申立窓口

当事業所の居宅療養管理指導及び在宅患者訪問薬剤管理指導に当たり、苦情やご相談がございましたら、下記までご連絡ください。

連絡先：048-956-5781 担当者：谷津 孝明

9 利用料

介護保険制度及び医療保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①介護保険を利用する場合、居宅療養管理指導料として

当該患者様が居住する建築物に居住する方のうち、当薬局が居宅療養管理指導料を頂く方の人数により異なります。

- | | |
|----------------------|-------------------------------------|
| (1) 1人の場合 | 1回518～1554円（負担割合による） |
| (2) 2～9人の場合 | 1回379～1137円（負担割合による） |
| (3) (1) 及び (2) 以外の場合 | 1回342～1026円（負担割合による） |
| (4) 通信機器を用いて行う場合 | 1回46～138円（負担割合による）：いずれもお一人当たり、月4回まで |

②医療保険を利用する場合、在宅患者訪問薬剤管理指導料として

当該患者様が居住する建築物に居住する方のうち、当薬局が在宅患者訪問薬剤管理指導料を頂く方の人数により異なります。

- | | |
|----------------------|--------------------------------------|
| (1) 1人の場合 | 1回650～1950円（負担割合による） |
| (2) 2～9人の場合 | 1回320～960円（負担割合による） |
| (3) (1) 及び (2) 以外の場合 | 1回290～870円（負担割合による）：いずれもお一人当たり、月4回まで |
| (4) 通信機器を用いて行う場合 | 1回59～177円（負担割合による）：いずれもお一人当たり、月4回まで |

但し、癌末期患者様及び中心静脈栄養法の対象患者様については週2回かつ月8回まで

※以下の場合、それぞれの患者様に対し「1人の場合」の指導料を頂きます。

- ・同居する同一世帯に、居宅療養管理指導及び在宅患者訪問薬剤管理指導を行う患者様が2人以上いる場合
- ・居宅療養管理指導及び在宅患者訪問薬剤管理指導を行う患者様の人数が当該建築物の戸数の10%以下の場合
- ・当該建築物の戸数が20戸未満にあって、居宅療養管理指導及び在宅患者訪問薬剤管理指導を行う患者様が2人以下の場合

③麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

- ・1回あたり100～300円（負担割合による）：月8回まで

④臨時に薬の追加や減量等、医師からの指示があり訪問した場合

- ・医療保険で緊急訪問薬剤管理指導料として1回500～1500円（負担割合による）頂きます。（月4回まで）
- ・計画的な訪問薬剤管理指導外の急変等に対する訪問の場合は1回200～600円（負担割合による）頂きます。（月4回まで）